

令和3年度通常総代会（書面議決）終わる

新会長に「山岩^{やまいわ} 豪^{ごう}さん（高根支部）」を選任

今年度の通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、昨年度に続いて書面による議決権の行使の方法で開催しました。その結果、全議案が原案どおり可決されました。

【主な議案の概要】

1 定款の改正

高根支所を廃止するため定款の一部を改正しました。廃止の時期は6月を予定しています。

高根地域の会員の皆さまは、本所または朝日支所をご利用いただきますとともに、これまで通り職員が巡回させていただきます。

2 運営規約の改正

事務の内容が多様化していることから、手数料の区分を細分化するとともに、事務量に応じた金額になるよう手数料の見直しを行いました。

また、年間の事務の平準化を図り、安定したサービスを提供することを目的に、記帳支援において月々の書類を適期に提出していただけない場合に手数料を加算する仕組みを設けました。

3 事業報告及び決算

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、巡回や集団での研修会の開催が制限されるなどの影響がありました。一方、経済対策が矢継ぎ早に打ち出され、これらの申請の支援やトクチケ、みんなで応援商品券といった消費活性化策、高山南商工祭などの地域活性化事業に取り組みました。

4 事業計画及び予算

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、会員事業者が持続的に発展できるよう、国や県・市の情報をいち早くお届けするとともに、各種施策の活用を支援してまいります。

5 役員改選

任期満了に伴う役員改選で、裏面の方々が次期役員に選任されました。

新しい手数料の例（参考）

記帳支援の例

（一部事業者記帳、仕訳書類100枚/月の場合）

月次割	36,000円	(3,000円×12月)
処理割	6,000円	(5円×100枚×12月)
決算支援	6,000円	
計	48,000円	

※月々の帳簿類の提出が5か月以上遅れた場合は、その月の分の手数料は1.5倍に、7か月以上遅れた場合は3倍になります。

持続化補助金申請の例

（補助の額が50万円の場合）

申請支援	3,000円	
実績報告書支援	2,500円	(補助金の0.5%)
計	5,500円	

インターネットを利用した申請の支援の例

（PC入力指導及び画像取込み5枚の場合）

電子申請支援	3,000円	
画像取込み	1,000円	(200円×5枚)
計	4,000円	

33名の方を表彰(優良従業員表彰)

令和3年度の優良従業員表彰は、殿垣内建一さん(青木自動車(有)・45年勤続)、嵐 英之さん((株)小坂建設・同)をはじめ33名の方が表彰されることになりました。

今年度は総代会が書面による議決となったため、所属事業所において表彰状と記念品を伝達していただきます。

今後も健康にご留意いただきますとともに、地域産業発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。

高山南商工会新役員の皆さん 任期：令和3年度～令和5年度

会 長 山岩 豪（高根支部）
副会長 森下淳一（朝日支部）、青木良明（久々野支部）
理 事 早川重幸、坂本廣司、溝端佐登子、松下松寿、森前三弘、二村雅紀、
田口幸博（久々野支部）
山上敏幸、山本大輔、渡邊豊秋、西垣内一夫、南 賢太郎（朝日支部）
小坂 守、下田広司、上田高之（高根支部）
長瀬浩一（青年部）、井根佳余子、新井祐子（女性部）
監 事 岩田耕治郎（朝日支部）、島田雅樹（久々野支部）

退任のご挨拶

会員の皆さまには、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます
さて、このたび任期満了により商工会長並びに副会長を退任致しました。在任中は公私にわたり格別のご厚情に預かり、衷心より厚くお礼申し上げます。
今後とも変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さまのご多幸をお祈り申し上げます。

前 会 長 岩田耕治郎
前副会長 中田直太郎
前副会長 島田 雅樹

就任のご挨拶

会員の皆さまには、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、このたび5月26日の通常総代会において商工会長並びに副会長に選任され、就任いたしました。
もとより微力ではございますが、商工会の使命達成のため、誠心誠意努力いたす所存でございますので、前任者同様変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

会 長 山岩 豪
副会長 森下 淳一
副会長 青木 良明

高山市が中小企業支援の補助金を創設

高山市では、国や県の補助を受けて生産性革命・事業再構築等に取り組む市内の中小企業を支援するために、自己負担の2分の1以内の額を助成する制度を創設されました。

持続化補助金等がこの対象となりますので、詳しくは商工会へお問い合わせください。

「友だち追加」お願いします 高山南商工会公式LINE開設

新型コロナウイルス感染症による休業要請や協力金・支援金などの新しい情報を速やかに皆さまにお届けします。



LINEID @898bgwtd

みんなで応援商品券（第2弾） 利用期限が延長されました

新型コロナウイルス感染症の拡大により、「みんなで応援商品券」の利用期限が1か月延期され、6月末までとなりました。

これに伴い、商品券の換金期限も1か月延長され、7月末となりましたので、お忘れのないように換金してください。

岐阜県がアクリル板等の購入を支援

岐阜県では新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、飲食店が飛沫感染防止のためアクリル板等の遮蔽物を購入する費用を助成する制度を創設されました。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/150178.html>

令和3年度の商工会費を**6月21日**に口座振替させていただきます

【お問合せ】

高山南商工会

<http://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本 所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529

高根支所 ☎59-2134

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 ➡ 上限 **20** 万円/月 個人事業者等 ➡ 上限 **10** 万円/月 を支給します。

給付額 ➡ 2019年または2020年の基準月※1の売上ー2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

※初めて申請される方は、申請IDを取得したうえで、登録確認機関による事前確認を受けてから申請する必要があります。

2回目以降の申請手続きが簡単（2 STEPのみ）になります。

STEP1 マイページから、**必要情報を入力**

**事前確認が不要！
その他書類が不要！**

STEP2 **2021年の対象月の売上台帳※3**を添付

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

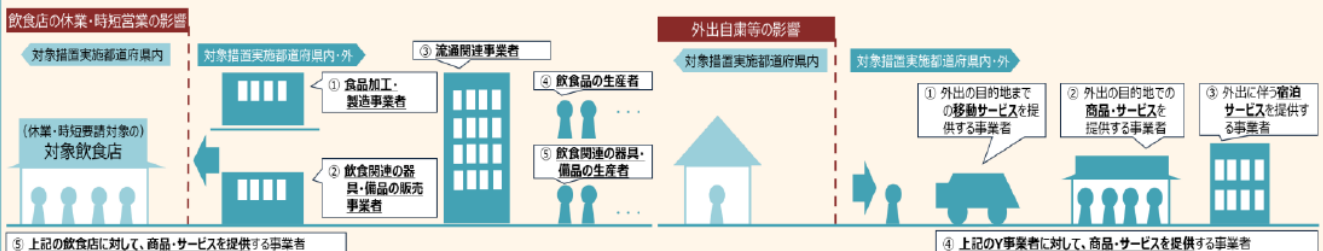
①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※3

② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて **50%以上減少** していること

※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



申請期間

4月分/5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬
6月分：2021年7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、
商品・サービスを提供する
全国の事業者

左記事業者と取引がある
全国の事業者

(他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など

6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者

2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など

7 システム開発などのITサービスを提供する事業者

3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など

9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者

5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

10 農業や漁業を営んでいる事業者

以下の場合には給付対象とはなりません



● 事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。



● (対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



● (対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



● 売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。



● 地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※4を受給した事業者は給付対象外です。
※4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。



0120-211-240

IP電話
専用回線

03-6629-0479

受付時間

8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

ホームページ



QRコード



月次支援金 検索

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html